

滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金 募集要領

滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金への応募にあたっては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金交付要綱のほか、本募集要項の内容を十分にご理解いただいた上で応募してください。

1 事業の趣旨および目的

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、滋賀デスティネーションキャンペーン（以下「滋賀DC」という。）を契機とした観光客の交通手段の確保および二次アクセスの利用促進を図るため、事業者等が行う観光客の交通手段の確保に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

以下の（1）～（5）のいずれかに該当する者が対象となります。

（1）県内に事務所または事業所を有するア～カの事業者

ア	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に定める一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者
イ	海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項に定める一般旅客定期航路事業の許可を受けた事業者
ウ	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項に定める鉄道事業の許可を受けた事業者
エ	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に定める登録を受けた旅行者等
オ	道路運送法第80条第1項に定める自家用自動車有償貸渡業の許可を受けた事業者
カ	レンタサイクル事業またはシェアサイクル事業を営む事業者

（2）県内観光協会等

（3）県内市町

（4）県内地域の観光振興または地域交通の活性化等を目的として組織された団体であって県内で活動する者（任意団体を含む。）

（5）その他推進協議会会長が認める者

以下に該当する者は補助対象となりません。

（1）国および滋賀県

（2）暴力団、暴力団員またはこれらと関係を有する者

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

（4）その他、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

3 補助対象事業

滋賀DCを契機として行う取組であって、以下のいずれかに該当するものが対象です。

	事業内容
(1)	県内鉄道駅または港湾と観光客が多く訪れる観光施設や観光地の間を結ぶ交通の充実を図る事業
(2)	複数の観光施設や観光地の間を結ぶ交通の充実を図る事業
(3)	県内鉄道駅の周辺に貸出拠点を置くレンタカー事業、カーシェアリング事業、レンタサイクル事業またはシェアサイクル事業
(4)	その他推進協議会会長が必要と認める事業

以下の事業は補助対象となりません

- (1) その他の県または国からその全部または一部に対して補助金が交付される事業 (他の県・国の補助金を受けている場合、当該補助金の自己負担分(補助裏)への本補助金の充当はできません。)
- (2) 本事業の趣旨と異なり、不適当な事業と推進協議会会長が認めた事業

4 補助対象経費・補助率・補助上限額

補助対象経費	補助率	補助上限額
<ul style="list-style-type: none">・車両等(バス、タクシー、ハイヤーおよび船舶等)の運行に必要な追加の person 費(地方公共団体の person 費を除く)、燃料費、車両等維持費、車両等の借り上げ費用・レンタカー事業、カーシェアリング事業、レンタサイクル事業またはシェアサイクル事業に必要な追加の person 費(地方公共団体の person 費を除く)、燃料費、自動車および自転車等(※)の維持費、自動車および自転車等の借り上げ費用・補助対象事業の委託に係る経費・補助対象事業に係る広告・PR経費、アプリ等の運用費等	定額	1事業あたり4,000千円を上限とする

※ 自転車等とは、自転車(電動アシスト付き自転車を含む)および特定小型原動機付自転車等をいう。

【補助対象とならない経費】

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・実績報告書の提出後に支払いが行われる経費
- ・特別交付税措置等、他の財政上の支援を受けているまたは受けることができる経費
- ・補助対象事業者における経常的経費

5 申請手続き

(1) 申請期間

令和8年6月17日(水)～令和8年7月3日(金)

(2) 提出書類

- ① 滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第1号様式の別紙）
- ③ 対象経費の算定根拠となる資料（見積書や事業費積算資料等）
- ④ 別紙誓約書（市町・公益法人は不要）
- ⑤ 定款または登記簿謄本（個人事業主の場合は、確定申告書（開業後間もない場合は開業届と売上帳簿）、任意団体の場合は規約
- ⑥ 補助対象者（1）ア～オに該当する場合、事業に必要な許可を受けていることがわかる書類
- ⑦ 公益法人・一般法人・任意団体等の場合、直近の決算書の写し
- ⑧ バス・タクシー等の運行、カーシェアリング事業またはレンタカー事業等の場合は、事業に必要な許可を得ていることがわかる書類（上記⑥と重複する場合は追加の添付不要）
- ⑨ 事業概要が分かる書類（企業パンフレットや企業ホームページの写し等）
- ⑩ その他推進協議会会長が必要と認める書類

(3) 提出先・提出方法

〔提出先〕

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

（滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局内）

TEL：077-528-3742 E-mail：dc2027@pref.shiga.lg.jp

〔提出方法〕

原則として電子メールで提出することとし、メールによる提出が難しい場合は郵送または持参とする（7月3日（金）17:00 必着）。

6 審査

(1) 審査の流れ

書類の受理にあたり、応募要件および提出書類が充足しているかあらかじめ審査のうえ、推進協議会事務局関係者等により構成する審査会において書面審査により下記（2）に掲げる項目に基づき総合的に評価し、予算の範囲内で交付を決定します。

※審査の結果、不採択となることがあります。また、交付申請額から減額し、交付を決定することがあります。

(2) 審査の観点

	項目	基準																														
1	送客能力	<u>運行期間中に多くの旅行者を送客する能力があるか</u>																														
2	頻度	<u>高い頻度で輸送できる体制か</u>																														
3	代替交通手段	<u>対象区間（地域）における他の公共交通手段の有無</u>																														
4	利便性	<u>旅行者にとって利便性※があるか</u> (※今までにない新しいルートを実行する、市町の区域をまたぐ広域を実行する、より多くの観光地を繋ぐ、幅広い人が利用できる、天候に関わらず利用できるなどの観点により利便性を判断する)																														
5	裁量性	<u>利用のタイミングについて裁量性※があるか</u> (※本数が多い、旅行者の判断で任意の時に利用できるなどの観点により利用のタイミングの裁量性があるかを判断)																														
6	地域性	<u>地域の実情に応じた事業計画となっているか</u>																														
7	事業内容	<p><u>下記事業にあてはまるか</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>駅・観光地を繋ぐ周遊バスの運行</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>駅から観光地への貸切バスのシャトル運行</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>観光地の繁閑に対応した路線バスの増便・運行時間延長</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>路線バス・タクシー・レンタサイクル等複数の交通手段を組み合わせて旅行者の利便性を向上</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>バスを利用した旅行商品の造成</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>アプリを活用したタクシー周遊運行事業</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>デマンド型タクシーの運行</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>シェア乗りタクシーの運行</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>駅から観光地への貸切タクシーのシャトル運行</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>観光タクシーを利用した旅行商品の造成</td> </tr> <tr> <td>自転車等</td> <td>駅前・主要観光地に乗捨可能なステーションを設営したレンタル自転車の整備と運営</td> </tr> <tr> <td>自転車等</td> <td>スマホアプリとIoT対応のスマートロック（無人施錠可能な機械）を活用したシェアサイクルサービスの整備・運営</td> </tr> <tr> <td>自転車等</td> <td>電動アシスト型自転車や特定小型電動機付自転車等によるレンタサイクルの整備・運営</td> </tr> <tr> <td>自転車等</td> <td>レンタサイクルの途中返却拠点の拡大</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>船舶を利用した旅行商品の造成</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記は、令和7年度滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会広報・おもてなし部会（第2回目）において、交通二次アクセス充実に関し今後新たに検討したい取組として挙げられた事業をもとに設定</p>	バス	駅・観光地を繋ぐ周遊バスの運行	バス	駅から観光地への貸切バスのシャトル運行	バス	観光地の繁閑に対応した路線バスの増便・運行時間延長	バス	路線バス・タクシー・レンタサイクル等複数の交通手段を組み合わせて旅行者の利便性を向上	バス	バスを利用した旅行商品の造成	タクシー	アプリを活用したタクシー周遊運行事業	タクシー	デマンド型タクシーの運行	タクシー	シェア乗りタクシーの運行	タクシー	駅から観光地への貸切タクシーのシャトル運行	タクシー	観光タクシーを利用した旅行商品の造成	自転車等	駅前・主要観光地に乗捨可能なステーションを設営したレンタル自転車の整備と運営	自転車等	スマホアプリとIoT対応のスマートロック（無人施錠可能な機械）を活用したシェアサイクルサービスの整備・運営	自転車等	電動アシスト型自転車や特定小型電動機付自転車等によるレンタサイクルの整備・運営	自転車等	レンタサイクルの途中返却拠点の拡大	船舶	船舶を利用した旅行商品の造成
バス	駅・観光地を繋ぐ周遊バスの運行																															
バス	駅から観光地への貸切バスのシャトル運行																															
バス	観光地の繁閑に対応した路線バスの増便・運行時間延長																															
バス	路線バス・タクシー・レンタサイクル等複数の交通手段を組み合わせて旅行者の利便性を向上																															
バス	バスを利用した旅行商品の造成																															
タクシー	アプリを活用したタクシー周遊運行事業																															
タクシー	デマンド型タクシーの運行																															
タクシー	シェア乗りタクシーの運行																															
タクシー	駅から観光地への貸切タクシーのシャトル運行																															
タクシー	観光タクシーを利用した旅行商品の造成																															
自転車等	駅前・主要観光地に乗捨可能なステーションを設営したレンタル自転車の整備と運営																															
自転車等	スマホアプリとIoT対応のスマートロック（無人施錠可能な機械）を活用したシェアサイクルサービスの整備・運営																															
自転車等	電動アシスト型自転車や特定小型電動機付自転車等によるレンタサイクルの整備・運営																															
自転車等	レンタサイクルの途中返却拠点の拡大																															
船舶	船舶を利用した旅行商品の造成																															
8	広報・PR	<u>利用を促進する広報・PR計画となっているか</u>																														

7 事業実施期間

交付決定日～令和9年2月19日（金）

8 実績報告書

(1) 提出期限

事業完了の日から起算して30日以内または令和9年2月19日(金)のいずれか早い日までに提出してください。

※対象経費の精算が完了したことをもって事業完了とみなします。

(2) 提出書類

- ① 滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金実績報告書(第3号様式)
- ② 事業実績書(第3号様式の別紙)
- ③ 事業費の根拠となる資料(領収書や帳簿の写し等)
- ④ 事業を実施したことがわかる資料(広報物の写し、写真等)
- ⑤ その他推進協議会会長が必要と認める書類

9 対象経費について

対象とできる経費は、**交付決定後に発生し、実績報告書の提出までに支払いが行われる経費**とします。

対象経費については**税抜き**で記載してください。

10 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。補助対象者から提出される実績報告書を審査し、補助金の額を確定しお支払いします。

実績報告書の審査に際し、追加で書類の提出を求める場合があります。

11 その他注意事項

(1) 事業の変更(中止・廃止)について

交付決定後、事業の内容等を変更(中止・廃止)しようとする場合は、あらかじめ「12 問い合わせ先」に相談のうえ、事前に変更(中止・廃止)承認申請書を提出する必要があります。

(2) 書類・データの保存

補助事業に関する会計帳簿その他の書類は、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

(3) 調査・データ提供への協力

推進協議会から利用者数等のデータ提供または現地調査の申し出があった場合は、協力するよう努めてください。

(4) 事業の公表

採択された事業については、補助対象者の名称・事業内容等を公表することがあります。

(5) 補助金の返還

虚偽の申請や不正使用が判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

12 問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

(滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局内)

TEL: 077-528-3742 E-mail: dc2027@pref.shiga.lg.jp

滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨および事業目的)

第1条 滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、滋賀デスティネーションキャンペーン（以下「滋賀DC」という。）を契機とした観光客の交通手段の確保および二次アクセスの利用促進を図るため、事業者等が行う観光客の交通手段の確保に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年3月20日滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は別表1に定めるところによる。ただし、以下に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 国および滋賀県（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設（指定管理は除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ ①～⑤のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(4) その他、補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表2に掲げる事業とする。ただし、以下に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) その他の県または国からその全部または一部に対して補助金が交付される場合

(2) その他、本事業の趣旨と異なり、不適當な事業と推進協議会会長が認めた場合

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率および補助上限額は、別表3に定めるところによる。

(申請書の様式等)

第5条 補助対象者は、別に定める日までに、滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を同様式で定める書類を添えて推進協議会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 推進協議会は、前条の規定による申請があったときは、別途定める基準により当該申請書の内容を審査し、補助対象事業として適切と認めたときは別表3に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行い、通知する。

(変更の申請)

第7条 補助対象者は、交付決定の通知を受けた後にその内容を変更、中止または廃止しようとするときは、直ちに滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を同様式で定める書類を添えて推進協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りでない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更とは、補助対象経費の2割以内の減額変更をしようとする場合をいう。

3 推進協議会は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(交付申請の取り下げ)

第8条 補助対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を推進協議会に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 推進協議会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

補助対象事業者に対し、当補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく滋賀県知事の処分に違反したとき。
- (4) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく指示等に違反したときもしくは、善良な管理者の注意を怠ったとき。

2 推進協議会は、前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、事業完了の日から起算して30日以内、または令和9年2月19日(金)のいずれか早い日までに滋賀DC交通二次アクセス対策支援事業補助金実績報告書(第3号様式)を同様式で定める書類を添えて推進協議会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 推進協議会は、補助対象者から前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、実績報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、通知する。

(補助金の返還)

第12条 推進協議会は、補助対象者が交付申請書または実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助対象者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(補助対象事業におけるデータ等の提供)

第 14 条 補助対象者は、推進協議会が、第 1 条の規定による目的に必要な範囲内において、データ等の提供を求め、または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助対象事業の公表)

第 15 条 推進協議会は、補助対象者の名称、代表者名および補助対象事業の内容等について公表することができる。また、推進協議会が必要と認めるときは滋賀県に公表させることができる。

(その他)

第 16 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 17 日から施行する。

別表1 補助対象者

- (1) 県内に事務所または事業所を有する者であって、以下のア～カのいずれかに該当する者
 - ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項に定める一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者
 - イ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 3 条第 1 項に定める一般旅客定期航路事業の許可を受けた事業者
 - ウ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項に定める鉄道事業の許可を受けた事業者
 - エ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に定める登録を受けた旅行者等
 - オ 道路運送法第 80 条第 1 項に定める自家用自動車有償貸渡業の許可を受けた事業者
 - カ レンタサイクル事業またはシェアサイクル事業を営む事業者
- (2) 県内観光協会等
- (3) 県内市町
- (4) 県内地域の観光振興または地域交通の活性化等を目的として組織された団体であって県内で活動する者（任意団体を含む。）
- (5) その他滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会会長が認める者

別表2 補助対象事業

滋賀DCを契機として行う取組であって、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 県内鉄道駅または港湾と観光客が多く訪れる観光施設や観光地（以下「観光施設等」という。）の間を結ぶ交通の充実を図る事業
 - (2) 複数の観光施設等の間を結ぶ交通の充実を図る事業
 - (3) 県内鉄道駅の周辺（※1）に貸出拠点を置くレンタカー事業、カーシェアリング事業、レンタサイクル事業またはシェアサイクル事業（※2）
 - (4) その他滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会会長が必要と認める事業
- (※1) 県内鉄道駅の周辺とは、県内鉄道駅から概ね2キロメートル以内の範囲とする。
- (※2) シェアサイクルとは、一定のエリア内に複数配置された貸出・返却拠点（シェアサイクルポート）において、自転車等を自由に貸出・返却できる交通手段とする。

【補助対象とならない事業】

- ・大型イベント等の際し、従来から運行している交通で一定の輸送能力を有しているにもかかわらず増便・拡充するなど、地域の抱える二次アクセスの課題に対応していると言いき難い事業
- ・バス、タクシー等を運行する事業で、運行に必要な許可・登録等を確認できない場合

別表3 補助対象経費、補助率および補助上限額

補助対象経費	補助率	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"> ・車両等（バス、タクシー、ハイヤーおよび船舶等）の運行に必要な追加の人件費（地方公共団体の人件費を除く）、燃料費、車両等維持費、車両等の借り上げ費用 ・レンタカー事業、カーシェアリング事業、レンタサイクル事業またはシェアサイクル事業に必要な追加の人件費（地方公共団体の人件費を除く）、燃料費、自動車および自転車等（※）の維持費、自動車および自転車等の借り上げ費用 ・補助対象事業の委託に係る経費 ・補助対象事業に係る広告・PR経費、アプリ等の運用費等 	<p>定額</p>	<p>1事業あたり4,000千円を上限とする</p>

※ 自転車等とは、自転車（電動アシスト付き自転車を含む）および特定小型原動機付自転車等をいう。

【補助対象とならない経費】

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・実績報告書の提出後に支払いが行われる経費
- ・特別交付税措置等、他の財政上の支援を受けているまたは受けることができる経費
- ・補助対象事業者における経常的経費